

白梅学園大学 子ども学研究所 規程

- 1 白梅学園大学に、教育・福祉研究センター規程第4条第2項に基づき、子ども学研究所（以下「研究所」）を設置する。
- 2 本研究所は、本学が長年にわたり培ってきたヒューマニズムに基づく教育・研究の成果の上に立ち、「子ども」の育ち、および「子ども」を取り巻く生活・教育・文化・環境等に関する今日的な問題に対し、多様な角度から研究を進め、新たな「子ども学」の確立を図ることを目的に設置される。
- 3 本研究所は、本学の研究活動の中核となり、特定の課題に関する研究を推進する。
- 4 本研究所の組織は以下の通りとする
 - ① 研究所長 1名
 - ② 研究員 若干名
 - ③ 客員研究員または嘱託研究員
- 5 研究所長は、研究センター長が委嘱する。
研究所長は、研究の推進および研究所の運営に対して責任を負う。
- 6 研究員は、本学の専任教員の中から、当該課題の研究に従事する者につき、研究所長が委嘱する。
- 7 客員研究員は、他の教育研究機関などに属する研究従事者につき、研究所長が委嘱する。
嘱託研究員は、研究所に於いて研究員と共同研究を行う者につき、研究所長が委嘱する。
- 8 本研究所は、各種研究会等を主催し、研究誌等を刊行することができる。
- 9 本研究所は、各年度当初に研究計画を策定し、研究センター所員会議に報告する。
- 10 本研究所は、各年度ごとに研究活動の経過・結果について、研究センター所員会議に報告する。
- 11 特定の課題の研究は、当該年度を越えて継続することができる。
- 12 本研究所に関する諸経費は、研究センター予算に計上されるものとする。
- 13 その他の細目は、研究所に一任される。

附則

この規程は、2007年4月1日より施行する。

(2007年2月13日 研究員会議承認)

2008年（平成20年）4月1日 改定

(2008年3月4日 研究員会議承認)